

長 建 協 発 第 8 3 号
平成 2 6 年 5 月 2 7 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習の受講促進について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、ブレーカに係る技能講習の修了者、鉄骨切断機等の運転業務に従事することできる猶予措置の期限が平成26年6月30日までとなっており、平成26年7月1日以降は、技能特例講習を修了しないと鉄骨切断機等の運転業務に就くことが出来なくなる場合がありますので、対象者に対して技能特例講習を早期受講するよう全建を通じ厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より別添のとおり周知要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。